

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年4月15日(2024.4.15)

【国際公開番号】WO2021/207054

【公表番号】特表2023-521030(P2023-521030A)

【公表日】令和5年5月23日(2023.5.23)

【年通号数】公開公報(特許)2023-094

【出願番号】特願2022-560218(P2022-560218)

【国際特許分類】

10

A 6 1 K 31/437(2006.01)

A 6 1 K 45/00(2006.01)

A 6 1 P 43/00(2006.01)

A 6 1 K 39/395(2006.01)

A 6 1 P 31/12(2006.01)

A 6 1 P 31/16(2006.01)

A 6 1 P 31/14(2006.01)

A 6 1 P 11/00(2006.01)

A 6 1 P 35/00(2006.01)

A 6 1 P 35/02(2006.01)

20

A 6 1 P 31/04(2006.01)

A 6 1 P 31/10(2006.01)

A 6 1 P 25/00(2006.01)

A 6 1 P 25/28(2006.01)

A 6 1 P 25/16(2006.01)

A 6 1 P 25/08(2006.01)

A 6 1 P 21/02(2006.01)

A 6 1 P 37/02(2006.01)

A 6 1 P 19/02(2006.01)

A 6 1 K 9/72(2006.01)

30

A 6 1 P 17/06(2006.01)

A 6 1 P 37/08(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/437

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 39/395 N

A 6 1 P 43/00 1 0 5

A 6 1 P 31/12

A 6 1 P 31/16

40

A 6 1 P 31/14

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/02

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 31/10

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 25/08

50

A 6 1 P 21/02  
 A 6 1 P 37/02  
 A 6 1 P 19/02  
 A 6 1 K 9/72  
 A 6 1 P 17/06  
 A 6 1 P 37/08

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月3日(2024.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重症ウイルス誘導性肺炎と診断されるか、またはこれに罹患している対象におけるマクロファージ遊走性阻止因子の血漿レベルの減少に用いられる組成物であって、イブジラスト、またはその薬学的に許容される塩を含む、組成物。

【請求項2】

イブジラスト、または薬学的に許容されるその塩が、経口的に投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

イブジラスト、または薬学的に許容されるその塩が、静脈内に投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

イブジラスト、または薬学的に許容されるその塩が、皮下注入により投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

イブジラスト、または薬学的に許容されるその塩が、筋肉内注入により投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

イブジラスト、または薬学的に許容されるその塩が、吸入により投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

イブジラスト、または前記薬学的に許容されるその塩が、1、2、3、4、5、6、7、8、9、もしくは10日間、またはそれ以上投与される、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

イブジラスト、または前記薬学的に許容されるその塩の前記治療有効量が、1日当たり0.1mg～720mgである、請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

前記治療有効量が、単回用量として投与されるか、または2回、3回もしくは4回の用量に分けられる、請求項1～8のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項10】

前記重症ウイルス誘導性肺炎が、インフルエンザウイルス、呼吸器合胞体ウイルス、コロナウイルス、ライノウイルス、アデノウイルス、またはパラインフルエンザウイルスによる感染に関連する、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項11】

コロナウイルスによる前記感染がCOVID-19である、請求項10に記載の組成物

10

20

30

40

50

。

## 【請求項 1 2】

イブジラスト、または前記薬学的に許容されるその塩が、患者に投与される唯一の活性剤である、請求項 1 ~ 1 1のいずれか 1 項に記載の組成物。

## 【請求項 1 3】

前記対象におけるマクロファージ遊走性阻止因子の前記血漿レベルの減少が、イブジラストの初回用量が投与された後 1 2 時間以内に観察される、請求項 1 ~ 1 2のいずれか 1 項に記載の組成物。

## 【請求項 1 4】

前記対象におけるマクロファージ遊走性阻止因子の前記血漿レベルの減少が、1、2、3、4、5、6、7、8、9、または 10 日間、イブジラストの投与後 1 2 時間以内に観察される、請求項 1 ~ 1 2のいずれか 1 項に記載の組成物。

10

20

30

40

50